

### 3. 要保護児童対応に関する基本的な考え方

虐待を受けている子どもをどうやって救うのかという観点から入ると、関係者の抵抗感があることが、今までの経過の中で分ってきた。前原市においては虐待問題から入るのではなく、広く子どもがいる家庭を支援していくことに主眼をおき、ネットワークの構築を進めている。このため、要支援の段階で対象者を把握し、この段階での支援、見守りに力を入れている。

#### ① 要支援・見守り

図に表したように、この段階では、関係する機関が多く存在し、対象者との関係も取り易い。また、直接子どもに対応している為、情報も多い。万一、要保護のゾーンに移行したとしても、早期発見が可能であり、その問題に関しては児童相談所や児童家庭課などの機関が介入し、早期に共同してケースワークを行うことが可能である。

このゾーンの上の部分の対象者に関しては、1～2年支えれば下のゾーンへ行くという可能性は低く、子どもの成長の段階に応じた問題が新たに発生する確立が高い為、長期的かつ継続的な支援が必要となってくる。

下向きの矢印の方向にいくための支援に関してはそれぞれの機関が今までも日常的に行ってきたことであり、担当者が特別な負担感を感じずに支援していくことが役割であると認識している為、ネットワークを継続していく鍵になっている。

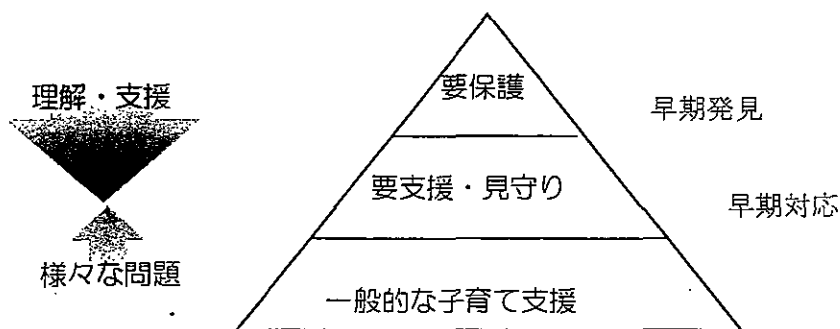
#### ② 要保護

要支援のゾーンから要保護のゾーンに移行してくるケースに関しては、定例の部会で問題点、危険性などの情報が共有されている為、関係者が一人で苦悩することがほとんどなくなった。早急に対応することで重症化することも防いでいる。この段階で対象者と関係を作ることは難しいが、要支援の段階でいずれかの機関が関係をつくれば介入はそんなに難しいものにはならない。問題を解決していくために対象者との関係づくりが一番重要なことである。

このゾーンは児童相談所や児童家庭課、保健所、警察などが担当することが多く、多くの経験の中でそれぞれの担当者の専門性が高く、役割が明確化されているため、日々のケースワークが事例検討のような形で積み重ねられている。

#### ③ 一般的な子育て支援

子育てをする環境が厳しくなったと言われているが、前原市での子育て環境を再度分析する必要性はある。ケース登録の内容では離婚・単身での子育ての増加、未婚・若年妊娠の増加等が著しく、育児の未熟性や社会性の欠如、家族間の支援不足が伺える。しかし、これらの問題は一般的な子育ての中でも共通性があり、18年度中に再度調査し、「次世代育成支援対策行動計画」の中で施策の展開を図っていく方向で進めている。



#### 4. ネットワークの構築

##### 1) ネットワーク構築の経過

○平成11年 4月 児童家庭課に家庭児童相談員1名（嘱託員）

○平成13年 4月 児童家庭課に子育て支援相談業務（室）を設置する。

担当職員を配置（保健師1名）

○平成13年11月 「前原市児童虐待防止連絡会」設置

○平成16年10月 ネットワーク会議「学校部会」の定期開催開始

\*（前原市児童虐待防止ネットワーク会議「学校部会」の定例化について参照）

\*相談業務の増加に伴い、中途半端なケース管理がでてきたため、3中学校区別にケースカンファレンスを学期毎に行い、情報交換と役割の確認。（H16.4.15 付け厚生労働省雇児総第0415001号『『現在長期学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果』を踏まえた対応について』を活用）

○平成17年7月 ネットワーク会議「乳幼児部会」の定期開催開始

\*（前原市児童虐待防止ネットワーク会議「乳幼児部会」の定例化について参照）

\*「児童虐待防止連絡会」の中で一番危険な乳幼児期のネットワークの必要性が求められ、母子保健、児童福祉施設の担当者での情報交換、役割確認を学期毎に開始。

○平成17年10月 「要保護児童対策協議会」設置

\*協議会は代表者会議、要保護児童ネットワーク会議、個別ケース検討会議によって組織され、市内の関係機関に所属する全ての者を構成員とした。

「要保護児童対策調整機関」として前原市民生部児童家庭課を指定

「前原市児童虐待防止連絡会」を廃止「要保護児童対策協議会」へ移行

「児童虐待防止ネットワーク会議」を「要保護児童ネットワーク会議」へ移行

○平成17年12月 ネットワーク会議「発達支援部会」開始

\*（前原市要保護児童ネットワーク会議「発達支援部会」の定例化について参照）

\*児童本人が持つ障害等に起因した育て難さによる問題が多くなってきており、家庭環境問題と複合していることも多いため、児童福祉施設、教育機関等の関係機関の対象を広げ、連携を強化する。

\*発達障害者支援法の施行

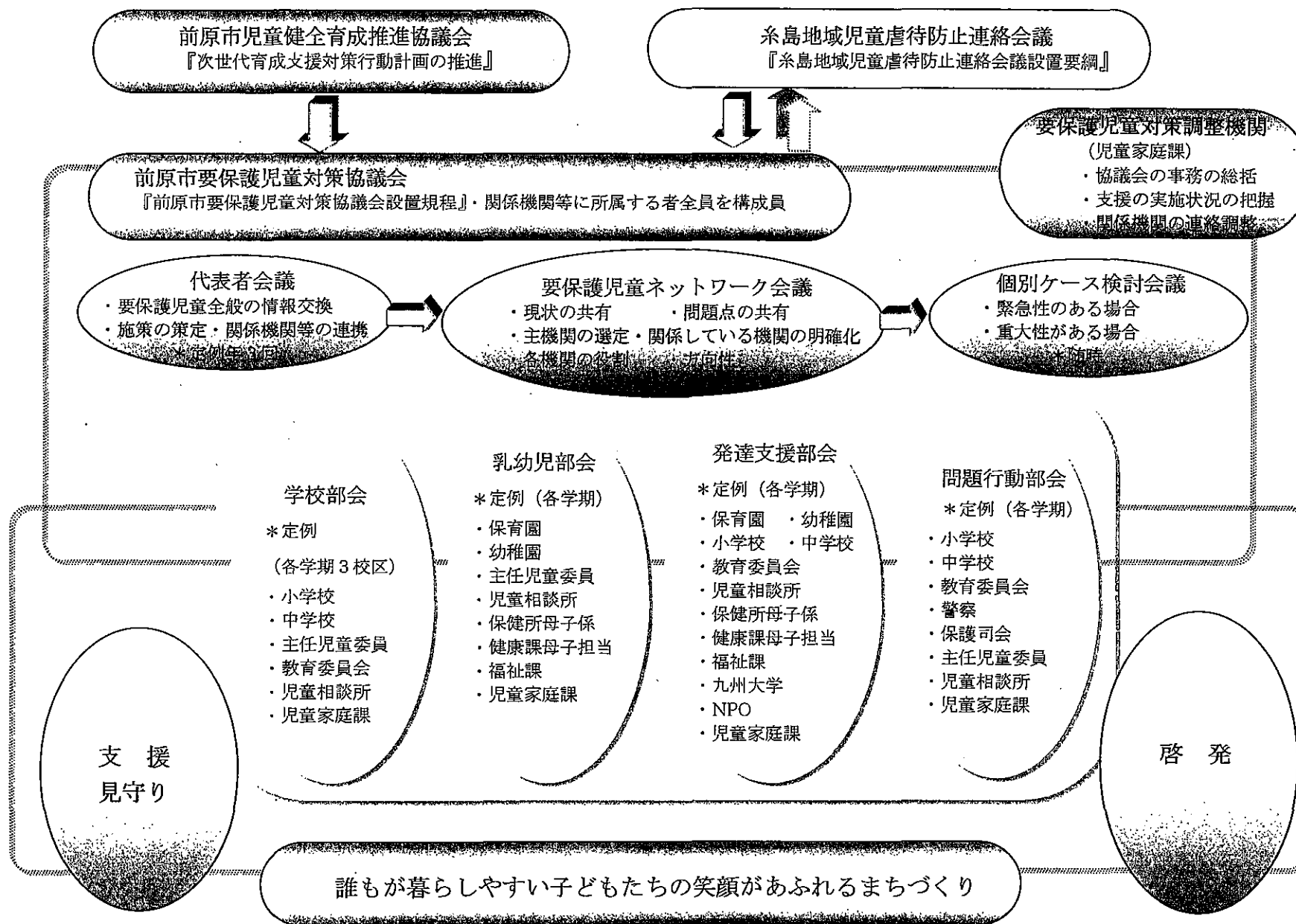
○平成18年12月 ネットワーク会議「問題行動部会」の開始

\*（前原市要保護児童ネットワーク会議「問題行動部会」の定例化について参照）

\*要保護児童等の相談業務の中には、虞犯・非行等の問題行動も含まれている。家庭環境等の問題も絡み、多くの機関が共同して対応することが求められているため、警察や保護司会等との連携を深める為の組織化。

\*（H16.3 文部科学省 『学校と関係機関との行動連携に関する研究』活用）

5. 前原市要保護児童ネットワーク



## 6. ネットワーク会議を導入しての成果

### ① 早期発見・早期対応

児童家庭課を情報の集約機関として位置付けたため、あらゆる情報がすばやく児童家庭課に集まるようになった。その時点で関係する機関に連絡を取り、対応を協議する為、介入が早くなるとともに、問題の放置がなくなった。

### ② 担当者の負担の軽減

ネットワーク会議のために、各機関内では事前の情報交換が行われており、担当者だけが抱え込まずに、組織的に問題を共有する体制に変わってきた。

また、ケース検討をする中で、他機関の対応や問題の解決方法を学ぶ機会にもなっている。定期的な情報交換により問題を埋もれさせて重症化させることがなくなった。

### ③ 関係機関との連携

各機関の担当者が抱えている問題は同じでも、機関が違う為に連携、共有することが難しかったが、ネットワーク会議の中で顔を合わせることでそのつながりを強化することができた。

関係機関が集まって情報交換しているため、多方面からの情報が入り、問題点、方向性などがいろいろな角度から検討できるようになった。

さらに各機関の役割が明確になったことで支援や見守りが強化された。

### ④ 担当者の意識変化

虐待や要保護児童等に対する認識が高まり、重症度、危険度が高いケースへの対応が早くなった。

長期的な見守り・支援が必要なケースについても、以前は保護・施設入所等での解決を望むことが多かったが、各機関ができることを掲げ、地域の中での支援を検討できるようになった。

### ⑤ 子どもを取り巻く状況を多方面から分析

それぞれが抱える問題は違っているが、内容の分類や、統計により子どもを取り巻く状況を多方面から分析することができる。

また、それらの問題点から直接的な事業を展開し、次世代育成支援対策行動計画等に反映し、施策を推進することができる。

## ■ 相談件数の推移

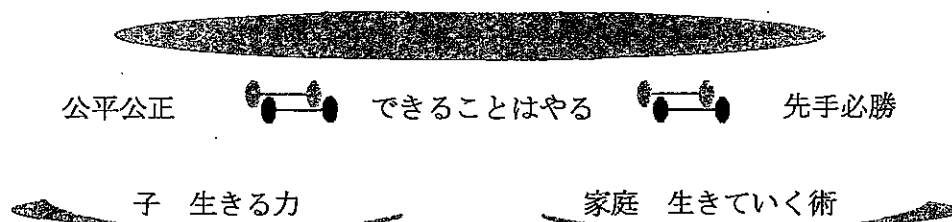
年 度	1 1	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7
家庭児童相談 件数 (延べ数)	1 8 7	3 7 3	5 8 5	7 6 0	9 8 6	1 5 2 5	2 0 8 1
ケース登録数 (実数)			1 0 5	1 6 5	1 8 4	2 4 4	4 5 0

家庭児童相談件数は、福祉行政報告例の第60家庭児童相談室における相談報告  
ケース登録数は、カルテ管理している数（個人ではなく家族で登録）

## 7. 児童家庭課（調整機関）の役割

- 1) 困っている人、支援を求めている人を見逃さない。（責任の所在）
- 2) 調整機関として、情報が滞ることがないように絶えず関係機関と連絡を取る。（連携）
- 3) ケース登録をする時は、基本的に直接対象者に会い、対象者との関係をつくる。  
（百聞は一見にしかず）
- 4) 子どもの安否確認を含め、必ず現場を確認する。（現場主義）
- 5) 合言葉の実践

前原市の子どもは前原市が責任をもって対応



## 8. 今後の課題

「乳幼児部会」「学校部会」から「発達支援部会」へと部会を展開していくことで、子の障害も乳幼児期からの家庭環境、親子関係の二次障害であるなどの多面性が分ってきた。今後は、定時的な問題の捉え方だけでなく、乳幼児期・学童期・思春期へと成長に合わせた継続した連携が大切である。

学童期後半から思春期にかけて一番問題となっている、子の問題行動に対応していくために、経年的な連携と問題の分析を行うための「問題行動部会」を設置したことにより、就学時期から地域社会に向けての連携も可能になってきた。

社会的、経済的な問題を抱えた家庭は増えており、親の見本がない家庭では、子どもが非常に厳しい環境に置かれていることは事実である。しかし、子どもはこの町で生まれ、今もこの町で育っていることを考えれば、その環境を特別視しては問題の解決にはならない。

今までの児童福祉の制度はどちらかといえば申請主義であり、支援、見守りが必要な家庭が福祉の制度に乗っていないことも度々あった。

要保護児童対策の目的は、要保護児童に対する理解を深めることにより、そのような状態を見逃すことなく、適切な対応をしていくことである。

子どもに関わる関係者だけでなく、地域全体がそれらの問題を直視し、子育ては個々の家庭の問題ではなく、社会全体で行うという認識を深めていく必要がある。



## 前原市要保護児童対策協議会設置規程

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項の規定により、要保護児童（法第6条の3に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の早期発見やその適切な保護並びに要保護児童及びその家族（以下「要保護児童等」という。）への適切な支援を図るため、前原市要保護児童対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 要保護児童等に関する情報交換並びに要保護児童等に対する支援に係る協議に関すること。
- (2) 関係機関等（次条に規定する関係機関等をいう。以下同じ。）の連携及び協力の推進に係る協議に関すること。
- (3) 要保護児童等に係る広報・啓発活動に関すること。
- (4) その他市長が特に必要と認めること。

(構成員)

第3条 協議会は、次に掲げる関係機関等に所属する者を構成員とする。

- (1) 糸島保健福祉環境事務所
- (2) 前原市立小学校
- (3) 前原市立中学校
- (4) 前原市立小中学校養護教諭部会
- (5) 中央児童相談所
- (6) 前原市教育委員会
- (7) 前原市民生部
- (8) 前原警察署
- (9) 糸島医師会
- (10) 糸島歯科医師会
- (11) 前原市内私立保育所
- (12) 前原市内幼稚園
- (13) 糸島保護区保護司会
- (14) NPO
- (15) 前原市民生委員児童委員協議会
- (16) 学識経験を有する者
- (17) その他市長が特に必要と認めるもの

(組織)

第4条 協議会は、代表者会議、要保護児童ネットワーク会議及び個別ケース検討会議によって組織する。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、関係機関等の代表者によって構成し、要保護児童対策全般についての情報交換、施策の策定、関係機関等の連携のあり方等について協議する。

(要保護児童ネットワーク会議)

第6条 要保護児童ネットワーク会議は、関係機関等で要保護児童等の支援を実際に行っている担当者によって構成し、要保護児童等の実態や支援内容の総合的な把握を行うため、定期的を開催する。

2 要保護児童ネットワーク会議には、必要に応じて部会を置くことができる。

(個別ケース検討会議)

第7条 個別ケース検討会議は、関係機関等で個別の要保護児童等の支援を実際に行っている担当者によって構成し、要保護児童等に対する具体的な支援方針を作成し、確認するため、随時開催することができる。

(要保護児童対策調整機関)

第8条 市長は、法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関として、前原市民生部児童家庭課を指定する。

2 要保護児童対策調整機関の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会の事務の総括に関すること。
- (2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- (3) その他協議会の運営に関すること。

(会議の招集)

第9条 代表者会議、要保護児童ネットワーク会議及び個別ケース検討会議は、要保護児童対策調整機関が招集する。

(秘密を守る義務)

第10条 この協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由なく、協議会の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(前原市児童虐待防止連絡会規程の廃止)

2 前原市児童虐待防止連絡会規程（平成13年前原市告示第149号）は、廃止する。